

科学技術分野の取組状況について

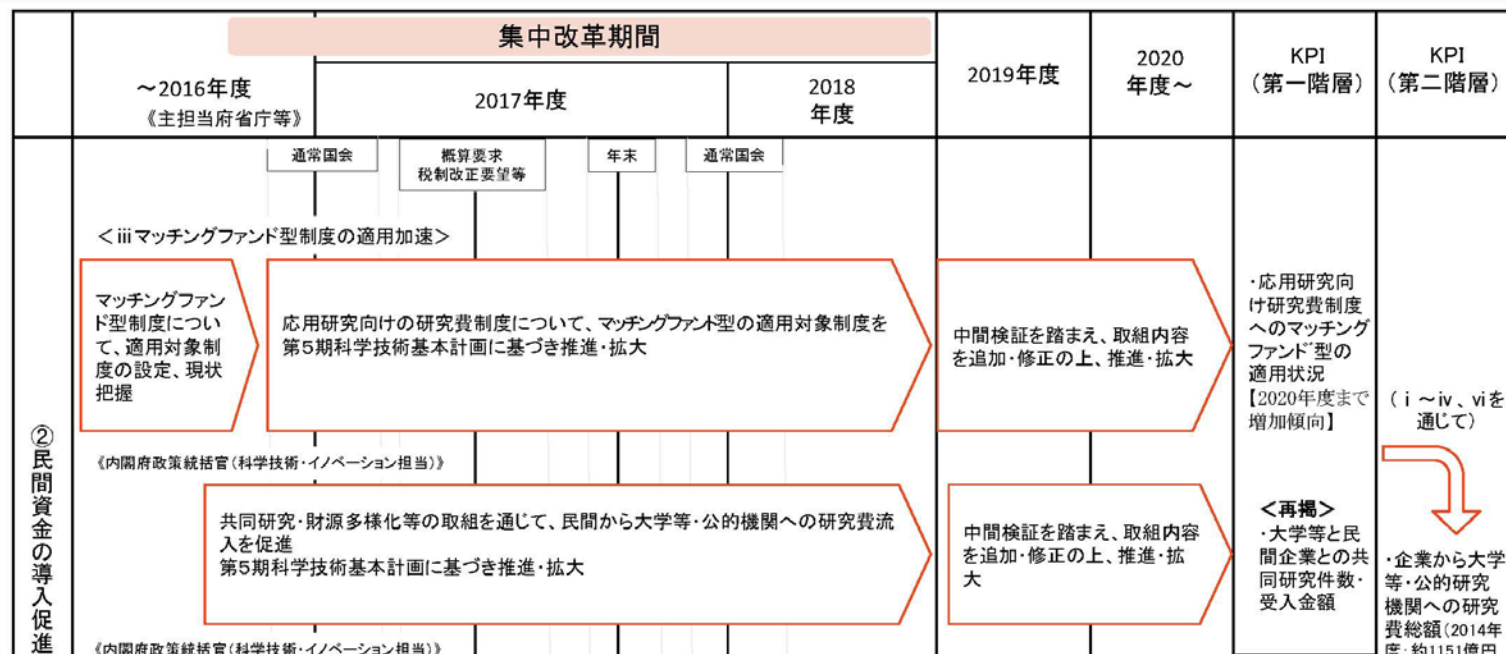
平成29年10月

内閣府

政策統括官(科学技術・イノベーション担当)



②民間資金の導入促進－iiiマッチングファンド型制度の適用加速



○ マッチングファンド型制度の推進

➡ 各府省庁又は各府省庁所管の独立行政法人が配分する平成28年度の研究費制度のうち、下記の①～③の要件に該当する制度を調査し、7制度が適用対象制度として該当していることを確認(参考：平成27年度は4制度)

- ① 内閣府(科技)がとりまとめる科学技術関係経費として登録していること(運営費交付金含む)
- ② 大学・研究機関等が実施する研究開発と民間事業者が求めるニーズのマッチングを図り、民間事業者が一定の資金負担を行うことを前提に、国も研究費等の拠出を行うこと
- ③ 民間事業者における研究のみを対象としないこと

○ 民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進

➡ 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえた民間投資拡大に向けた取組

- ・制度改革アクションとして、大学及び国研等が「運営」から戦略的「経営」へと脱却するための改革及び産学官連携の推進等を後押しすべく、次期通常国会における研究開発力強化法の改正に向けた検討、国立大学等への不動産や株式など評価性資産寄附に係るみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和に向けた税制改正要望等の取組を推進
- ・予算編成プロセス改革アクションとして、平成30年度概算要求において、民間研究開発投資誘発効果の高い領域(ターゲット領域)への各省施策の誘導を図る官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)に係る経費として100億円を新規要求中。また、平成30年度のターゲット領域及び各ターゲット領域の領域統括を決定済み

②民間資金の導入促進－vi研究開発投資拡大に向けた民間資金の導入促進

集中改革期間					2019年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018 年度					
人 促 進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< vi 研究開発投資拡大に向けた民間資金の導入促進 >							
	経済社会・科学技 術イノベーション 活性化委員会に おいて、研究開発 投資拡大に向け た民間資金の導 入促進について 検討	「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、研究開発 投資拡大に向けた民間資金導入促進のための取組を推進 ➢ 予算編成プロセスの改革 ➢ 研究開発投資拡大に向けた制度改革 ➢ エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資の拡大 ・俯瞰的なデータの収集及びエビデンスの構築 ・重要政策課題の調査分析			中間検証を踏まえ、取組内 容を追加・修正の上、推進・ 拡大			
	《内閣府政策統括官（経済社会システム担当、科学技術・イノベーション担当）》							ソ、2016年、2020年、 2023年を通じて、トッ プ100に我が国大学 10校以上とする、 ・第3期国立大学法 人中期目標・計画の 達成状況について、 2019年度暫定評価 において達成見込み を確認し、2021年度 に中期目標を全法人 において達成するこ とを目標とする、 など高等教育の質の 向上を図る。

100

○「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化に向けた取組

➡ 予算編成プロセス改革アクション

- ・平成30年度概算要求において、民間研究開発投資誘発効果の高い領域(ターゲット領域)への各省施策の誘導を図る官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)に係る経費として100億円を新規要求中
- ・平成30年度のターゲット領域及び各ターゲット領域の領域統括を決定済み

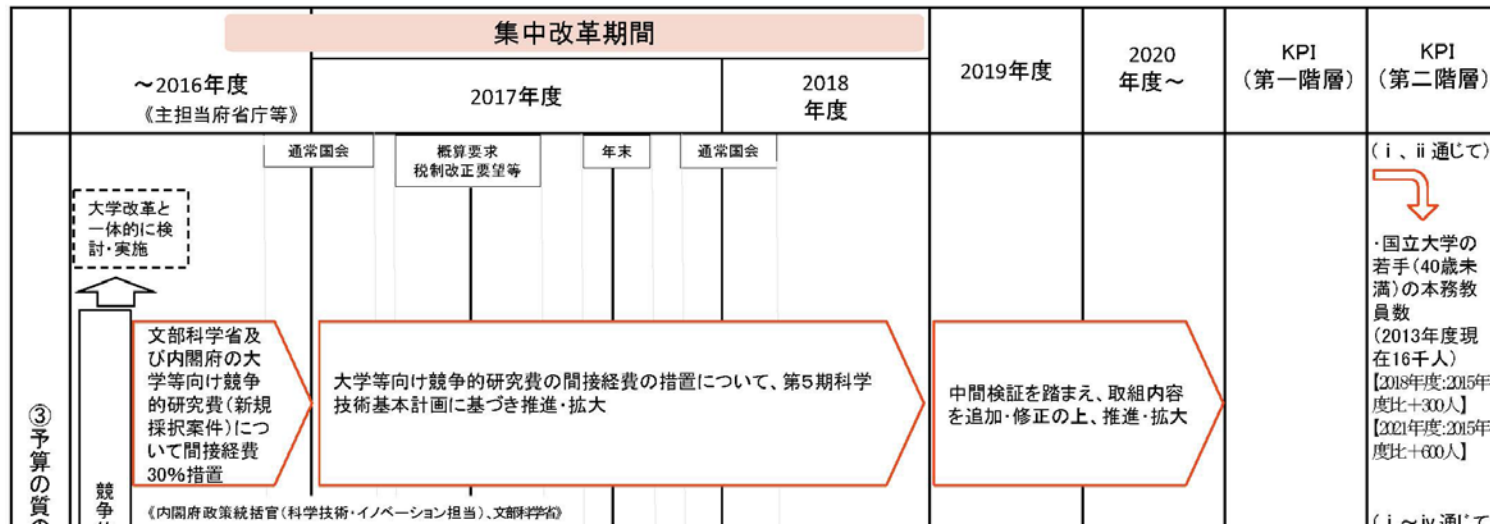
➡ 研究開発投資拡大に向けた制度改革アクション

- ・大学及び国研等が、「運営」から戦略的「経営」へと脱却するための改革及び産学官連携の推進等を後押しすべく、次期通常国会における研究開発力強化法の改正に向けて検討中
- ・国立大学等への不動産や株式など評価性資産寄附に係るみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和に向けた税制改正を要望中

➡ エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大アクション

- ・関係府省との連絡会を数次にわたり開催し、科学技術関係予算の新たな集計方法の導入等を推進するとともに、大学の財務や人材等に関する情報の収集・分析についての検討に着手
- ・PRISMのターゲット領域の決定において、注目すべき研究領域に関するエビデンスを提供

③予算の質の向上・重点化－i大学改革と競争的研究費改革の一体的推進



○ 競争的研究費の間接経費の措置

- ➡ 競争的研究費のうち競争的資金(全21制度)については原則30%の間接経費を措置済み
- ➡ 競争的資金以外の公募を行う研究費(全36制度)については、平成29年度において、内閣府所管2制度、総務省所管3制度、文部科学省所管26制度、経済産業省所管5制度で大学等に対して原則30%の間接経費を措置